

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和二年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月十四日奈良県指令郡土第四二一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十一月十八日郡土第六一九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十一月十八日郡土第二〇三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町法隆寺西二丁目一五四一番一、一五四一番三の一部、一五四一番四、一五四二番一の一部、一五四二番三、一五四二番四及び一五四二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目五番二十五号

若和住宅株式会社 代表取締役 今邨鐵雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺西二丁目一五四一番一、一五四一番三、一五四一番四、一五四二番一、一五四二番三及び一五四二番四の各一部